

国民年金保険料 学生納付特例制度とは？

ご本人の所得が一定額以下の場合、国民年金保険料の納付が猶予される制度です。
この制度を利用するためには、下記の条件を満たすことが必要です。

○条件その1

大学（大学院）、短期大学、高等学校、高等専門学校、専修学校、各種学校（修業年限1年以上である課程）に在学する学生等であること

○条件その2

前年所得が次の計算式で計算した金額以下であること

【所得の目安】118万円+（扶養親族等の数×38万円）

学生納付特例の期間は、年金額に反映されないことから、将来受け取る年金額を増額するためにも、後から納付（追納）することをおすすめします！

来年度も 学生納付特例制度を申請される方へ



令和2年度に保険料納付を猶予されている方で、令和3年度も引き続き在学予定の方へ、3月末に基礎年金番号等が印字されたハガキ形式の学生納付特例申請書を送付します。

同一の学校に在学されている方は、このハガキに必要事項を記入してご返信いただくことにより、令和3年度の申請となります。（この場合、在学証明書または学生証の写しは不要です）

なお、令和3年度は学生納付特例制度を利用せず、保険料の納付をご希望の場合は、納付書を送付いたします。お近くの年金事務所までお問い合わせください。

【国民年金のご相談・お手続きについて】

徳島南年金事務所 ☎ 088 - 652 - 3114 または役場住民生活課 ☎ 77 - 3613